

沖縄美ら海水族館収益施設販促支援等業務
共通仕様書

1. 適用

本業務は、沖縄美ら海水族館収益施設販促支援等業務（以下「本業務」という。）に適用し、本業務及びそれに基づく個別契約を遂行するために必要な事項を定めるものとする。なお、本仕様書において、一般財団法人沖縄美ら島財団を「甲」とし、甲から委託を受けて本業務を行う者を「乙」という。なお、本仕様書に定めのない事項については、基本契約書及び業務契約書に基づくものとする。

2. 業務目的

沖縄美ら海水族館内の収益施設における利用促進及び販売促進を図るため、施設コンセプト及びブランドイメージと整合した販促施策を実施し、来館者満足度及び施設の魅力向上に寄与することを目的とする。

3. 業務期間

令和8年9月1日から令和10年3月31日までの2ヵ年度とする。

4. 契約条件

(1) 本業務は包括契約とする。

本業務に基づく個別契約については、本仕様書及び業務契約書に則り実施する。

(2) 令和9年度の業務委託は当該年度予算の成立を条件とする。

5. 対象施設

海洋博公園内の以下の物販及び料飲施設の店舗内及び周辺エリアを対象とする。

※海洋博公園・沖縄美ら海水族館全体のサイン並びに誘導計画は対象外とする。

(1) 物販施設

ア ショップブルーマンタ

イ オキちゃんショップ

(2) 料飲施設

ア レストランイノー

イ カフェオーシャンブルー

ウ オキちゃんパーラー

6. 業務内容

主に以下の通りとし、下記に基づき個別契約を締結の上実施する。

- (1) 販促物等の企画及びデザイン制作
- (2) サイン、POP、メニュー、パネル等の企画及び制作
- (3) 壁面、床面、窓面、卓上、吊り下げ等を活用した空間演出
- (4) 出力、加工、施工及び納品
- (5) 収益施設全体の魅力向上及び利用促進に資する自由提案
- (6) その他本業務の目的達成に必要な業務

なお、以下については対象外とする。

- (1) 沖縄美ら海水族館及び海洋博公園全体を対象とした総合的なサイン計画及び誘導計画
- (2) 対象施設外における大型看板、野外広告等の新規設置に係る企画及び施工
- (3) SNS・インターネット広告運用、WEB サイト制作
- (4) 対象施設の建築改修、設備改修その他施設整備工事

7. 業務実施方針

本条は、本業務を実施する上で遵守すべき基本方針を以下の通り定める。

- (1) 来館者にとって分かりやすく、魅力的で、利用促進及び購買促進につながるものであること。
- (2) 施設コンセプト及びブランドイメージと整合性があること。
- (3) 利用者動線、視認性、訴求力及び空間活用の観点を取り入れること。
- (4) 物販施設及び料飲施設それぞれの特性を踏まえていること。
- (5) 継続的な展開及び運用が可能であること。

8. 個別契約

(1) 本業務に関し、甲乙間で事前に内容に関する打合せを実施し、その結果に基づき乙が対象店舗、数量、納期、金額その他必要事項を記載した見積書を甲に提出する。

(2) 甲は、前号の見積書の内容を確認の上、これを承諾する場合には、発注書またはこれに準ずる方法（電子メール等を含む）により乙に通知するものとする。

(3) 前号の通知が乙に到達した時をもって、当該見積内容に基づく個別契約が成立するものとする。

(4) 前項の見積書は、原則として甲担当者と乙との間で1回以上の打合せを行い、対象店舗、必要数量、納期その他の諸条件を決定した上で作成されるものとする。

(5) 乙は個別契約における成果物の制作にあたり、初期段階においてラフ案（構成案・デザイン案等）を作成し、甲の承認を得た上で本制作に着手するものとする。甲は提出されたラフ案について内容確認を行い、必要に応じて修正指示を行うことができる。乙は、当

該指示を反映した上で本制作を行い、最終成果物について改めて甲の承認を得るものとする。

(6) 修正対応については、ラフ案段階及び本制作段階それぞれにおいて、原則として各3回までとする。ただし、甲の指示による大幅な仕様変更や新規追加要素が発生した場合はこの限りではなく、その対応については甲乙協議の上、別途費用及び納期を定めるものとする。

(7) 個別契約の実施については、各見積額及び各年度の業務委託上限額を基に決定する。

9. 成果物及び施工・納品

(1) 乙は、個別契約の履行に際し、成果物及びイラストレーター等の編集可能データ一式を納品すること。グラフィックシート等、有形物の納品の場合は甲の本部事務所（〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川 888 番地）の販売推進課 本部倉庫もしくは沖縄美ら海水族館内、販売推進課事務所（〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川 424 番地）宛とし、郵送の際は担当者名を明記すること。デザインデータのみでの納品の場合は、電子送付でも構わないものとする。ただし、納品と併せ店舗での施工が必要となる場合は、適宜甲の指示に従うこととし、いずれの納品形態においても、成果物と併せ納品書を提出すること。

(2) 乙は、成果物の施工・納品にあたり床面、壁面、什器その他施設設備を毀損しないよう養生等の必要な措置を講じるものとする。また、施工に伴い使用又は設置した資材、工具、仮設物等については、作業終了後速やかに撤去し、原状回復を行うこと。

(3) 乙は、成果物の施工に伴い騒音、振動、臭気等が発生する場合には最小限となるよう必要な措置を講ずるものとする。

(4) 来館者の安全性又は快適性の低下、並びに施設の営業及び運営に支障を及ぼすおそれのある作業については、原則として営業時間外に実施するものとする。

10. 検収及び修正

(1) 乙は、成果物の納品後必ず甲の検収を受けるものとし、甲は、納品後10営業日以内に検収を行うものとする。甲が検収期間内に書面または電子的手段により何らの異議を示さない場合は、当該成果物は検収に合格したものとみなす。

(2) 検収合格をもって個別契約の完了とするが、検収において乙の責に帰すべき不適合が認められた場合、乙は自己の負担により修正または再制作を行うものとする。

(3) また、検収完了後に発生した変更については、別途個別契約により対応するものとする。

11. 支払

支払条件については、基本契約書及び業務契約書に基づくものとする。

1 2. 機密の保持

乙は、本業務の履行に際して知り得た甲の機密情報を第三者に開示、漏洩してはならず、甲の承諾を得ずして第三者に公表してはならない。この条項は業務終了後も適用するものとする。

1 3. 指示

本業務実施に関し、本仕様書にない事項であっても甲が必要と判断した場合には乙に必要な指示を随時行うことができる。その際に発生する費用に関しては甲乙協議の上決定し、必要な場合は契約変更手続きを行うこととする。

1 4. 著作権等

本業務履行に基づく著作権等の取り扱いについては以下の通りとする。

(1) 本業務により制作された成果物に係る著作権（著作権法第27条から第28条までに規定する権利を含む。）は甲に帰属する。

(2) 乙は著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 甲は成果物の複製、改変、編集、転載、再利用及び二次利用を可能とする。

(4) 写真、イラスト、フォントその他第三者の権利に関する処理は乙の責任において行うこと。

(5) 乙は、本業務において納品する成果物について、生成 AI により自動生成された画像・イラスト・デザイン・その他これらに類するコンテンツを使用してはならない。また、乙は成果物が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証するものとする。

(6) 乙は甲の承諾なく成果物を実績紹介、広告、営業活動又は SNS 等に使用してはならない。

1 5. 車両入構及び安全管理

本業務の履行に伴う公園内での車両運用及び安全確保に関し、乙は以下を遵守すること。

(1) 乙は、業務履行にあたり海洋博公園内へ車両を入構する必要がある場合、履行日の3営業日前までに所定の入構許可申請書を提出し、甲の許可を得なければならない。

(2) 乙は、公園内における車両の運転に際しては、マニュアル等の入構規則を遵守し、徐行運転の徹底等、来園者その他施設利用者の安全確保を最優先とすること。

(3) 乙は、公園内において事故、トラブルその他の不測の事態が発生した場合には、速やかに甲の担当職員へ連絡するとともに、その指示に従い適切に対応しなければならない。

(4) 乙は、対象施設の営業時間中に施工作业を行う場合には、来館者の安全確保及び施設運営への影響を最小限とするよう十分配慮し、事前に甲の承諾を得るものとする。

また、作業内容によっては営業時間外での対応を求める場合があり、乙はこれに協力するものとする。

16. その他

本業務を遂行する上で何らかの問題点が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

以上